

8 障がい福祉サービス等

(1) 障害者総合支援法による障がい福祉サービス

「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」があり、それぞれ利用する際の手続き方法が異なります。

■障がい福祉課
相談支援グループ
TEL 632-2366
2869,2354
FAX 636-0398

<対象者>

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者(国の指定する369疾患)、障がい児(障がいのある18才までの児童)

<対象となるサービス>

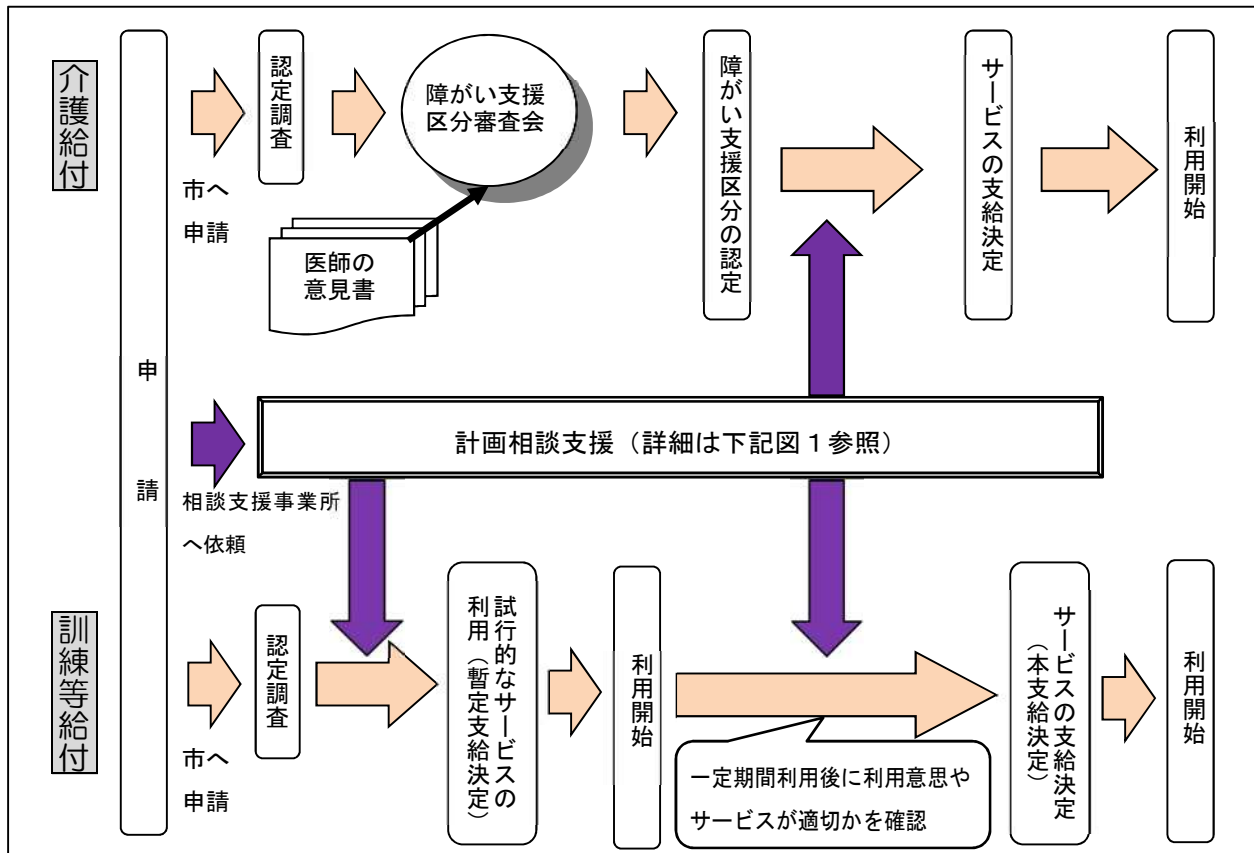
	サービス	内 容
介 護 給 付	居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	・障がい者等の自宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事援助、通院介助などを行います。
	重度訪問介護	・重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする方に、自宅での入浴、排せつ、食事などの介護や外出時における移動支援を総合的に行います。
	行 動 援 護	・重度自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同 行 援 護	・重度の視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時における移動の介護や必要な支援を行います。
	重度障がい者等 包 括 支 援	・介護の必要性がとても高い方に、居宅介護、行動支援、通所サービスなどを包括的に行います。
	短 期 入 所 (ショートステイ)	・自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	療 養 介 護	・医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
	生 活 介 護	・常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	障がい者支援施設 での夜間ケア等 (施設入所支援)	・施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
訓 練 等 給 付	自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	・自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 移 行 支 援	・一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 継 続 支 援 (雇用型・非雇用型)	・一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自 立 生 活 援 助	・施設等から地域での一人暮らしに移行した方に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の相談対応を行います。
	就 労 定 着 支 援	・就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した方の、就労に伴う課題に対応するため、一定期間、自宅や企業等の定期訪問や連絡調整を行います。

※ 事業所・施設等については、別冊の事業所・施設等一覧をご覧ください。

<利用の手続き>

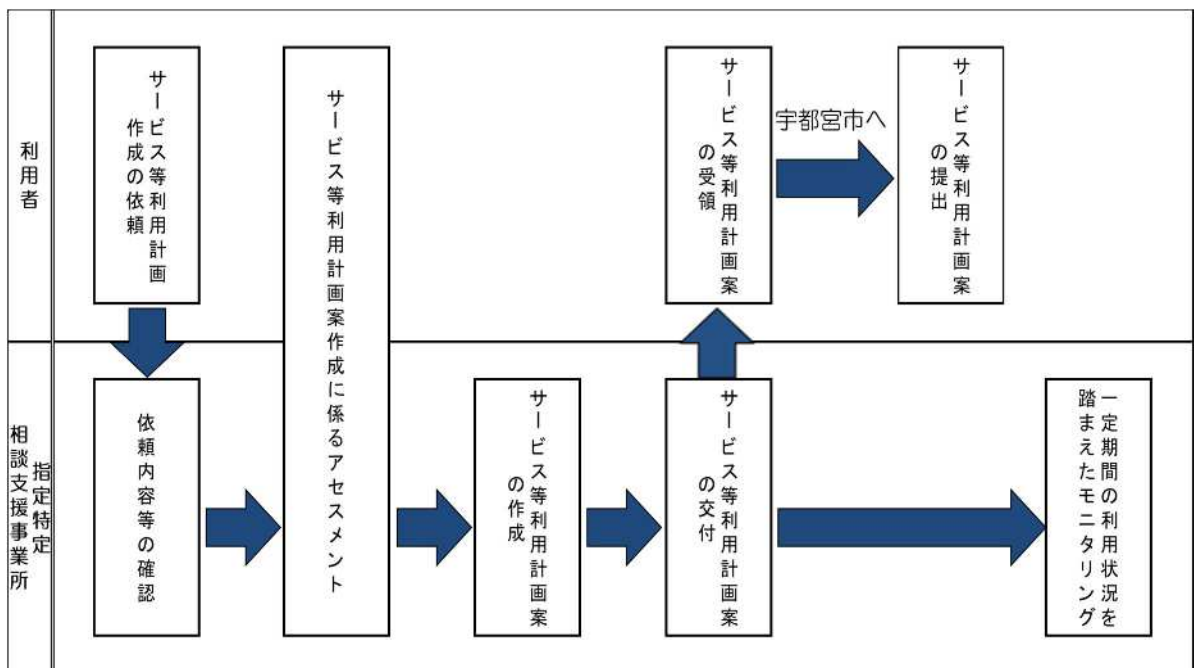
所定の申請書に必要事項を記入し、障がい福祉課で申請してください。

また、障がい福祉サービスの利用には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（計画相談支援）が必要となります。



※ 身近な地域に指定特定相談支援事業所がない場合等において、サービス等利用計画に代えて、「セルフプラン」を作成し提出することができます。また、介護保険制度を利用している方は「ケアプラン」、障がい児通所支援を利用している方は「障がい児支援利用計画」を提供していただきます。

図1 計画相談支援のフロー図



(2) 地域生活支援事業

サービス	内 容
移動支援	屋外での移動に困難がある障がい児・者に対し、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	利用者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等社会との交流を促進するための支援を行います。
訪問入浴サービス	自宅の浴槽での入浴が困難な在宅の重度身体障がい者・重症心身障がい児・者に対し、訪問による入浴サービスを行います。
日中一時支援	障がい児・者の日中における活動の場を提供し、見守りを実施します。(日中支援型と医療的ケア支援事業があります。)
重度障がい者等 就労支援特別事業	重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用している方を対象に、通勤時の介助や、就労時における身体の介護などの支援を行います。

(3) サービスの利用者負担

利用者負担については、原則として、サービスの提供に要した費用の1割を負担することになります(定率負担)。また、市民税課税額等に応じて、利用者ごとの月額負担上限額が設定されますので、ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、上限額以上の負担はありません。

障がい福祉サービス・地域生活支援事業の月額負担上限額

【18歳以上の障がい者】・・・利用者本人および利用者の配偶者の所得状況等で判断

負担区分	対 象		月額負担上限額
生 保	生活保護受給者		0 円
低所得 1	市民税 非課税世帯	本人収入 80 万円以下 (年金 2 級相当)	0 円
低所得 2		本人収入 80 万円超 (年金 1 級相当)	0 円
一 般 1	市民税 課税世帯	所得割 16 万円未満	9,300 円
一 般 2		所得割 16 万円以上	37,200 円

【18歳未満の障がい児】・・・利用する障がい児の属する世帯の所得状況等で判断

負担区分	対 象		月額負担上限額
生 保	生活保護受給者		0 円
低所得 1	市民税 非課税世帯	障がい児の保護者の 収入が 80 万円以下	0 円
低所得 2		障がい児の保護者の 収入が 80 万円超	0 円
一 般 1	市民税 課税世帯	所得割 28 万円未満	4,600 円
一 般 2		所得割 28 万円以上	37,200 円

※ 施設入所者および共同生活援助の支給決定がされている方については、認定方法が一部異なります。

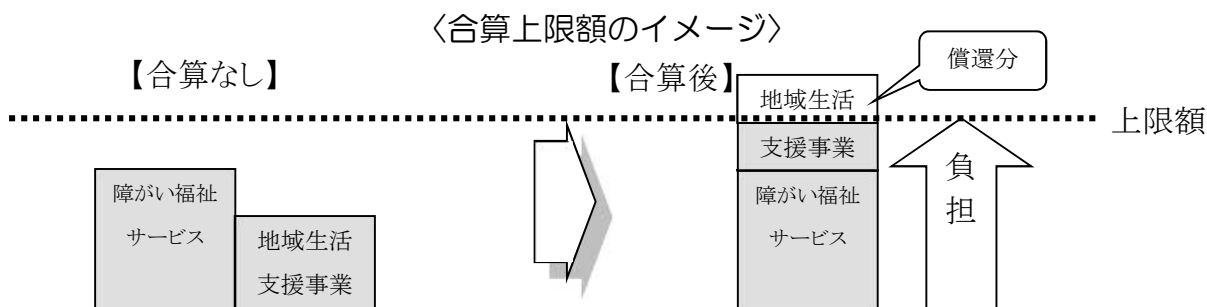
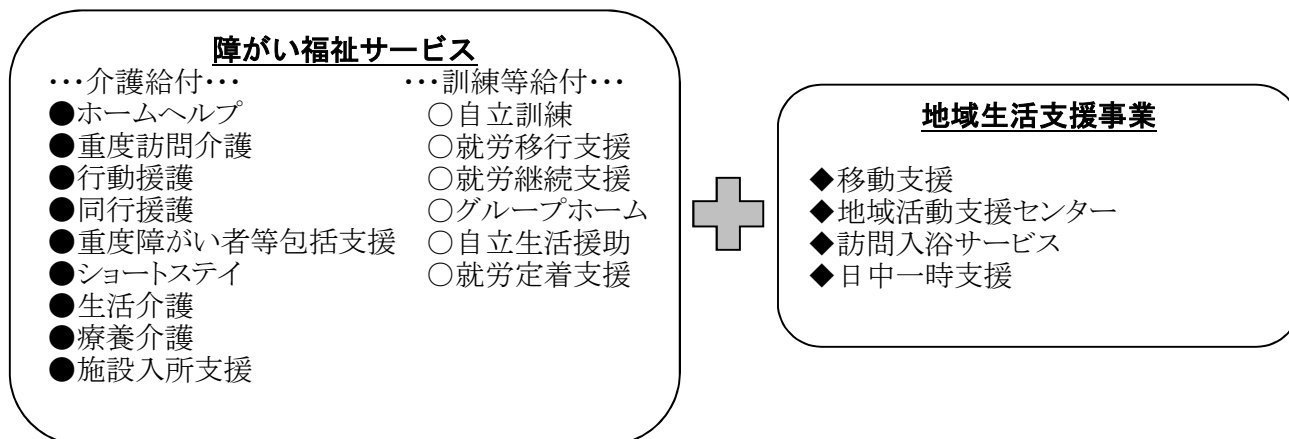
※ 障がい福祉サービスと補装具、障がい児通所支援、介護保険サービスのいずれかを併用した場合や、65歳に至る前の5年間にわたり居宅介護等の障がい福祉サービスの支給決定を受けていた等の一定の条件を満たした場合は、高額償還の対象になる場合がありますので、詳細については障がい福祉課までお問い合わせください。

① 合算上限額の助成制度 **市単独事業**

地域生活支援事業のひと月の利用者負担合計額と、障がい福祉サービス(介護給付および訓練等給付)の利用者負担合計額が、利用者負担上限月額を超えた場合は、申請していただくことにより、市から、その超えた額を償還払い方式により支給します。

支給申請の期限は、サービス提供月の翌月初日から1年以内です。

なお、月額上限額の適用期間は、障がい福祉サービスの決定に伴い、利用期間中に変更になる場合があります。



② 地域生活支援事業等の利用者負担額

地域生活支援事業等を利用された場合の利用者の負担額の上限は、次のとおりです。

1 地域活動支援センター事業

単位(円)

サービス区分	金額
A型(1日)	390
B型(1日)	300
低所得者の食事提供加算 ※A型	30
入浴加算 ※A型	40
送迎加算(片道)	54

単位(円)

2 移動支援事業

サービス提供時間	30分	1時間	1時間30分	2時間	2時間30分	3時間	以後30分毎
個別支援型 区分A	230	400	580	655	730	805	70
個別支援型 区分B	80	150	225	295	365	435	70
グループ支援型 区分A	161	280	406	459	511	564	49
グループ支援型 区分B	56	105	158	207	256	305	49

※ 区分A:身体介護を伴う者

※ 区分B:身体介護を伴わない者

※ 上記は、8:00～18:00までの金額です。夜間・早朝・深夜は加算があります。

3 訪問入浴サービス事業

単位(円)

サービス区分	金額
1回	1,310

4 日中一時支援事業

○ 日中支援型

単位(円)

サービス提供時間	4時間以下 (1ポイント)	4時間超～8時間以下 (2ポイント)	8時間超 (3ポイント)
基本分	200	400	600
送迎加算(片道)	54		
低所得者の食事提供加算	30		

○ 重症心身障がい児・者医療的ケア支援事業

単位(円)

サービス提供時間	4時間以下 (1ポイント)	4時間超～8時間以下 (2ポイント)	8時間超 (3ポイント)
区分A	500	1,000	1,500
区分B	500	1,000	1,500
送迎加算(片道)	54/医療的ケアを行う職員が同乗した場合 91		
低所得者の食事提供加算	30		

※ 区分A:気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

※ 区分B:その他の医療的ケアを必要とする者